

練馬区一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進実施計画

1 目的

区は、令和8年3月に令和8年度から令和17年度までの10年間を計画の期間とする練馬区耐震改修促進計画を策定した。当該計画は、練馬区内の建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することにより、区が目指す災害に強いまちづくりを推進し、震災から区民の生命および財産を守ることを目的としており、重点的に耐震化を図る目標のひとつとして、一般緊急輸送道路沿道建築物について数値目標を定め、更なる耐震化を推進することとしている。

この目標を実現させるため、耐震化に向けた啓発や個別訪問等の総合的な取組計画を定めた練馬区一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置づけ

練馬区耐震改修促進計画に沿って着実に耐震化を進めるために実施計画を策定する。

3 計画期間

実施計画の期間は、令和8年度から令和17年度までとする。

なお、実施計画は必要に応じて検証し、見直し等を行う。

4 対象建築物

区内全域の旧耐震基準の一般緊急輸送道路沿道建築物

5 取組内容

(1) 未診断建物の所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

対象建築物の所有者に対して、個別訪問等による啓発を実施する。

(2) 耐震診断済み建物に対する個別訪問等

耐震診断後1年以上経過しても耐震改修を行っていない所有者に対し、ダイレクトメール等による啓発を実施する。

(3) 区民等への耐震化の必要性に係る周知・普及

- ・区報等で耐震改修の必要性について周知する。
- ・耐震セミナーを実施する。
- ・耐震化支援制度のパンフレットを作成し、配布する。（窓口および区民事務所）

6 取組実績

年度ごとに区ホームページに公表する。